

立川市生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都営上砂町一丁目アパートにおいて実施する生ごみ分別・資源化事業（家庭から排出される生ごみを分別し、及び収集し、当該生ごみをたい肥化することにより、生ごみの発生の抑制及び減量化の推進を図るための事業をいう。）につき、当該事業の範囲を拡大するために行う生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象世帯)

第2条 モデル事業は市内全域で行うものとし、複数の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による世帯をいう。以下同じ。）をもって形成する団体（以下「グループ」という。）を単位として実施する。

2 グループを構成する世帯数は、戸建て住宅にあつては1グループにつき5世帯以上とし、集合住宅にあつては、1グループにつき10世帯以上とする。

(募集数)

第3条 モデル事業において募集するグループ数は、5グループまでを上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、モデル事業の実施状況を踏まえ、前項の規定による上限（以下「上限」という。）を超えてもなおモデル事業の実施が可能と判断したときは、上限を超えてグループの募集をすることができる。

(モデル事業実施期間)

第4条 モデル事業の実施期間は、令和6年10月1日から令和9年3月31日までとする。

(申請)

第5条 モデル事業に参加しようとするグループの代表者（以下「代表者」という。）は、生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業参加登録申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があつたときは、登録の適否を決定し、立川市生ごみ分別・資源化事業グループ制モデル事業開始決定（不決定）通知書（第2号様式）により、代表者に通知するものとする。

(生ごみの排出方法)

第7条 前条の規定によりモデル事業の登録が決定されたグループに属する世帯の構成員（以下「モデル事業の参加者」という。）は、生ごみを排出するに当たり、次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 毎週金曜日の午後零時までに市が定める排出場所に生ごみを排出すること。
- (2) 市が指定する生ごみの収集に要する容器（以下「収集用バケツ」という。）又は生ごみの収集に要する移動式の容器（以下「収集用カート」という。）を使用すること。
- (3) 収集用バケツ及び収集用カートを定期的に清掃し、及び清潔に保つこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が定めた生ごみの排出に関する条件を遵守すること。

（完熟たい肥の配布）

第8条 モデル事業の参加者から希望があったときは、モデル事業によって製造したたい肥を、1年につき2回配布するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。